

**I 手持工事件数制限の見直しについて（特例措置の終了）**

本市における手持工事件数の制限については、近年、発注工事の中止・不調が多発したことなどを踏まえ、平成27年度と28年度の2年度間に限り、市内企業のみ、市長部局及び病院局発注分は「1者当たり4件まで」、上下水道局発注分は「1者当たり3件まで」とする特例措置を講じておりましたが、当初の予定どおり、平成28年度末をもって特例措置を終了することとし、全業種について、手持ち工事件数の制限を、1者当たり、市長部局及び病院局発注分は「**3件**まで」、上下水道局発注分は「**2件**まで」とします。

**II 総合評価落札方式（I型）における「災害時の活動体制」の評価基準の見直しについて**

**1 概要**

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）が改正（平成26年6月4日施行。以下「改正品確法」という。）され、その基本理念に「公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手の育成及び確保について配慮がなされることにより、将来にわたり確保されなければならない。」ことが明記されたことなどを踏まえ、本市においても改正品確法の基本理念の更なる徹底等を図るため、総合評価落札方式（I型）における評価項目のうち「災害時の活動体制」の評価基準を、次のとおり見直します。

**2 見直しの内容**

改正品確法の趣旨に鑑み、現行の「協定締結年数」の期間から、「協定項目の内容」を踏まえた評価基準に見直します。

評価に当たっては、自社又は加入している団体等が、次のいずれかの災害協定を締結しており、かつ、災害時に応急活動できる体制がある場合に、最上位の評価を行うものとします。

- ①「種々の公共土木施設及び土地改良施設」を対象とした災害協定
- ②「水道施設」を対象とした災害協定

**3 見直し後の評価基準**

評価基準		配点
次の要件の両方に該当 (A) 自社又は加入している団体等が高松市又は高松市上下水道局(上下水道事業管理者)と災害協定を締結している (D) 災害時に応急活動できる体制あり	(A)の災害協定のうち、次のいずれかの災害協定を締結している場合 ①種々の公共土木施設及び土地改良施設を対象とした災害協定 ②水道施設を対象とした災害協定	10
	その他	8

**4 適用時期**

平成29年4月1日以降公表分の案件から適用します。

### Ⅲ 現場代理人の常駐義務の緩和に係る取扱いについて

#### 1 概要

本市では、受注者の負担軽減を図る観点等から、市内に本社・本店を置く適格業者を対象として、現場代理人の常駐義務を緩和しておりますが、その対象となる工事については、①市内企業であること、②過去2年以内の本市発注の同業種工事の工事成績評定点を2件以上有する場合は、それらの平均点が65点未満でないこと、③市発注工事で、工事場所が市内（離島を除く。）であること、のいずれにも該当することを条件としておりますが、同一の離島内で施工する工事については、離島を除く市内での兼務と同様な業務が可能であることから、これを認めることとします。

なお、引き続き、異なる離島で施工される工事については、工事現場での安全管理等に支障を来すおそれがあることから、兼務を認めません。

#### 2 見直しの内容

高松市が特に認める場合に限り、工事請負契約約款における現場代理人の常駐義務を緩和する措置で、次の（1）及び（2）のいずれにも該当する受注者は、（3）及び（4）のいずれにも該当する工事について、届出書を発注者に提出し、契約期間中、現場代理人を兼務させることを認めることとするものです（工事請負契約約款第10条第3項の規定による。）。

- （1） 市内企業であること。
- （2） 過去2年以内の本市発注の同業種工事の工事成績評定点を2件以上有する場合は、それらの平均点が65点未満でないこと。
- （3） 市発注工事で工事場所が市内（離島にあつては、同一離島内。）であること。
- （4） 契約金額2,500万円未満の全業種に係る工事

#### 3 適用時期

平成29年4月1日以降公表分の案件から適用します。

### Ⅳ 平成29年度の公募型指名競争入札における重複落札禁止の適用業種について（試行継続）

本市では、近年、発注件数が、総じて減少傾向にあることを踏まえ、受注機会の均等を更に図る観点から、公募型指名競争入札における同日公表・同日開札の案件についても、その応札状況等を勘案し、平成25年度から『重複落札禁止（重複応募は可）』の受注制限を試行導入しています。

平成29年度においても、この試行を継続することとし、該当業種については、平成28年度と同様に、直近1年間における1件当たりの平均指名業者数が10者を超えている次の業種とします。

【平成29年4月1日以降公表分から適用】

平成29年度適用業種
舗装工事、造園工事

※ ただし、上記業種であっても、発注時点における応札見込（可能）業者の手持ち工事件数の状況等を踏まえ、適切な競争性が確保できないと認められる場合は、「重複落札禁止」の受注制限は行わないものとします。

## V 主観点数による制限を用いる入札参加条件の設定について（試行継続）

本市では、入札参加資格者名簿の編成において、「企業の社会性」を決定数値に反映しておりますが、技術的要素はもとより、「企業の社会性」の評価を申し出る企業の更なる増加を図るため、平成26年4月1日以降公表分の案件から、案件ごとに指定する主観点数を受けていることを入札参加資格として設定することを試行しており、平成29年度においても、引き続き、この試行を継続します。

【平成29年4月1日以降公表分から適用】

### 【適用業種の条件】

- (1) 入札方式別、工事種別ごとに見て、平成29年度の発注予定件数が5件を超えており、かつ、前年度の当該工事種別における平均応札者数が5者以上であったこと。
- (2) 決定数値の算定に係る主観的事項について、次のいずれにも該当すること。
  - ・ 主観的事項の配点の合計に占める当該工事種別に登載された市内企業の当該年度における主観点数の平均値の割合が0.4未満であること。
  - ・ 主観的事項のうち、「環境対策」「災害時の活動」「安全対策」「障がい者雇用」「次世代育成支援」「人権啓発の取組」における配点の合計に占める当該工事種別に登載された市内企業のこれらの事項に係る当該年度の主観点数の平均値の割合が0.4未満であること。

### 留意事項

- (1) 主観点数設定案件と未設定案件の間においては、重複落札禁止の対象外とします。  
ただし、主観点数設定案件相互間においては、案件に応じ、重複落札禁止の対象とする場合があります。
- (2) 総合評価落札方式（I型）には適用しません。

## VI 高松市工事成績評定要領の一部改正について

### 1 内容

本市では、受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的として、税込予定価格が130万円を超える建設工事を対象に請負工事の成績評定を実施しておりますが、発注関係事務の運用に関する指針に基づき、工事成績評定については、評定結果の発注者間の相互利用を促進するため、各発注者間の連携により評定配分、評定方法の標準化を進めていることなども踏まえ、「高松市工事成績評定要領」の一部を、次のとおり改正します。

### 2 主な改正内容

- (1) 評価段階の細分化
- (2) 「高度技術」の名称及び項目の見直し（「工事特性」に変更）
- (3) 評点配分の見直し

### 3 適用となる工事

平成29年4月1日以降に当初契約を行う工事から適用します。

なお、平成29年3月31日以前に当初契約を行った工事については、現行（平成24年4

月施行)の工事成績評定を適用します。

## VII 一次下請業者に対する社会保険等未加入業者対策の拡大について

### 1 概要

建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から、本市発注工事における社会保険等未加入業者対策を、次のとおり拡大します。

(※)「社会保険等」とは、「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」をいいます。

### 2 改正内容

「元請業者に対し、下請代金総額が4,000万円(建築一式工事においては6,000万円)以上の工事について、原則として、社会保険等未加入業者との一次下請契約を禁止」を、



「元請業者に対し、全ての本市発注工事において、原則として、社会保険等未加入業者との一次下請契約を禁止」に拡大します。

### 3 適用時期

平成29年4月1日以降公表分の案件から適用します。

### 4 その他

上記の内容に違反した場合、以下の措置を実施します(従前と同じ)。

- ① 元請業者への制裁金の請求
- ② 元請業者に対する指名停止措置
- ③ 工事成績評定の減点

## VIII 最低制限価格率(失格基準価格率)算定基準の見直しについて

### 1 見直しの内容

#### (1) 現 行

$$\frac{\text{直接工事費} \times 9.5/10 + \text{共通仮設費} \times 9/10 + \text{現場管理費} \times 9/10 + \text{一般管理費} \times 5.5/10}{\text{工事価格}}$$



#### (2) 見直し後

$$\frac{\text{直接工事費} \times 9.7/10 + \text{共通仮設費} \times 9/10 + \text{現場管理費} \times 9/10 + \text{一般管理費} \times 5.5/10}{\text{工事価格}}$$

### 2 適用時期

平成29年4月1日以降公表分の案件から適用します。